3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「しらかわキャンドルナイト」
業務委託公募型プロポーザル審査募集要領

１　事業の目的

県民や本県に心を寄せる人々が、東日本大震災等の犠牲者へ哀悼の意を捧げ、災害の記憶や復興への思いを未来へ伝承していくとともに、防災意識の啓発により様々な災害への備えを考える機会を設けることを目的とする。

２　業務委託概要

（１）業務委託期間

契約締結の日から令和９年３月２３日（火）まで

（２）見積限度額

１，９００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

３　委託内容

別紙仕様書（案）のとおり

４　企画提案書の審査及び委託候補者の選定方法

（１）選定方式：公募型企画プロポーザル方式

ア　書面審査（１次審査）

・　期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、２次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位３社程度）を選定する。
　ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が３社程度の場合は、書面審査（１次審査）の実施を省略し、下記イの２次審査へ移行するものとする。

イ　プレゼンテーション審査（２次審査）

・　１次審査で選定された対象者から、企画提案書によるプレゼンテーションを受けて、本業務に最も優れた提案者を選定する。

（２）企画提案書に盛り込む内容

ア　仕様書（案）「４　委託内容」に係る具体的な企画内容及びスキーム

イ　業務実施体制

・　責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等、過去の実績（県事業や類似事業など）等。

ウ　業務実施スケジュール

・　想定される業務実施スケジュールを表で示すこと。

エ　費用見積書

・　委託内容の費目ごとの内訳が分かるように記載し、費用の総額について見積もること。

５　プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

（１）　本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。

（２）　常に県との連絡調整や打合せができる体制を整えることが可能な者であること。

（３）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（４）　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

（５）　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（７）　プロポーザル実施日前３年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

（８）　都道府県税を滞納している者でないこと。

（９）　消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(10)　関係法令の手続等を遵守していること。

(11)　総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
(12)　その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

6　スケジュール

項　目	日　程
公募開始	令和8年11月2日（月）
質問受付	令和8年11月11日（水）17時まで
質問回答	令和8年11月12日（木）（予定）
参加表明書提出期限	令和8年11月17日（火）17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年11月18日（水）以降
企画提案書提出期限	令和8年11月20日（金）17時まで
書面審査（1次）の実施・結果の通知	令和8年11月24日（火）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年11月27日（金）午後予定
審査結果発表及び通知	令和8年11月30日（月）以降
契約締結	令和8年11月30日（月）以降

7　質問書の受付

（1）受付期間

令和8年11月2日（月）～11月11日（水）17時（必着）まで

（2）提出方法

質問書（第1号様式）により、電子メールまたはFAXで、事務局へ提出してください。電話による質問には応じません。

※必ず着信確認を行うこと。

（3）提出先

下記14のとおり

（4）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、11月12日（木）までに県南地方振興局ホームページに掲載する予定です。

なお、質問社名は公表しません。

8　参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を下記期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

（1）提出期限

令和8年11月17日（火）17時まで（必着）

（2）提出方法

持参、郵送又は電子メール、FAX とします。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。
月曜日～金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分～17 時

※郵送の場合は、令和 8 年 11 月 17 日（火）必着で送付してください。到着しない場合、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、受け付けません。

※電子メール、FAX の場合は、必ず着信確認を行うこと。

（３）提出先

下記 14 のとおり

9　参加資格の審査

プロポーザル参加予定者の参加資格要件の適否を確認後、令和 8 年 11 月 18 日（水）以降に「参加資格確認通知書（第 3 号様式)」により通知します。

なお、上記４（１）アの書面審査（１次審査）の実施を省略する場合は、その旨も併せて通知します。

10　企画提案書等の提出

上記９により参加資格「有」となった者は、企画提案書等を下記期限までに提出してください。

（１）提出期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時まで（必着）

（２）提出方法

郵送又は持参とします。

※郵送の場合は、令和 8 年 11 月 20 日（金）必着で送付してください。到着しない場合、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、受け付けません。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。
月曜日～金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分～17 時

（３）提出先

下記 14 のとおり

（４）提出書類

ア　企画提案書　　８部　　任意様式（Ａ４判）

※　仕様書（案）に対応する提案内容及び見積（総額及び内訳）、スケジュール、実施体制について、必ず盛り込むこと。

イ　会社概要　　１部　　第 4 号様式

ウ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
１部　　第 5 号様式

11　プレゼンテーション審査（２次審査）

（1）審査会

ア　開催日時　令和 8 年 11 月 27 日（金）午後　予定

※　プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とします。詳細な時間は、参加者が決定次第、通知します。

イ　開催方法

- 指定する会場において対面形式により実施します。
- 出席者は、１社２名以内とします。
- 内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とします。
- 説明時間は 15 分、質疑時間は約 10 分、計 25 分程度を予定しています。

（2）審査方法

各社からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は次のとおり）

（3）審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
企画提案内容		
業務理解	5	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・仕様書等の内容を満たしているか。
会場運営	10	・会場レイアウトは、本行事の趣旨と合致しているか。
企画性	15	・独自の工夫があるか。
経済性 効率性	5	・確実かつ効率的な運営手法であるか。
オリジナルキャンドルホルダー製作ブース	5	・一般来場者が気軽に参加できるよう配慮されているか。
小学生･中学生による事前のキャンドルホルダー作成	5	・効果的・効率的な手法の提案がなされているか。
防災ワークショップ	5	・防災意識の啓発を図る取組として適切な提案がなされているか。
キャンドルナイト（点灯式）	5	・セレモニーとしてふさわしい企画･演出となっているか。
無料の温かい飲食物のふるまい	5	・地場産品の魅力発信に繋がるような工夫がなされているか。
献花台の設置･献花運営	5	・献花台の装飾及び花卉の活用が本事業の趣旨にふさわしい内容となっているか。
追悼花火の打ち上げ	5	・追悼の趣旨に沿った花火の打ち上げとなっているか。

審査項目		配点	評価基準
企画提案内容			
	復興メッセージ募集	5	・メッセージ募集に関し、独自の工夫がなされているか。
	広報活動	5	・効果的な広報の手段が取られているか。
業務遂行能力等			
	業務実績	10	・本事業と類似の業務の受注実績があるか。
	スケジュール 業務実施体制	5	・業務を円滑に実施できる計画であるか。
加点要素			
	パートナー構築宣言	5	・価格転嫁の円滑化を図るため，取引先との共存共栄や下請け取引の適正化等を表明する「パートナー構築宣言」を行い、公表しているか。
合計		100	

※適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言の詳細については、以下のURL、または二次元コードをご参照ください

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/partnership.html

（４）評価方法

- 審査項目毎に評価点を付します。
- 評価基準は以下のとおりとします。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

- 企画性については、特に重要な審査項目のため、点数×３の配点とします。
- 会場運営、業務実績については、重要な審査項目のため、点数×２の配点とします。
- 参加表明書提出時点で、適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言を行い、公表（「パートナシップ構築宣言）ポータルサイト上（https://www.biz-partnership.jp/list.php）」されている場合は５点の加点措置を行います。

（５）業務委託予定者の選定

ア　各審査委員が評価点の合計得点を算出します。
イ　審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
ウ　各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が１者の場合、全審査委員の合計得点の平均が６割以上であることを条件とします。

（６）審査結果の通知・公表等

ア　審査結果

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名を県南地方振興局ホームページにて公表します。

イ　審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、審査結果の詳細をその通知の日の翌日から起算して 2 週間以内に審査結果開示請求書（第 6 号様式）を事務局に提出することにより求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して 10 日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

12　契約等

（１）仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、具体的な手法については、業務委託予定者の選定後、企画提案書の提案内容を反映して決定し、仕様書を作成します。

（２）契約金額の決定

契約金額は（１）により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上記２（２）の見積限度額を超えないものとします。

（３）評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

（４）権利

本業務における成果品の著作権は、すべて福島県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとします。

（５）その他

業務委託予定者と福島県との間で行う（１）の協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点で

あった応募者と協議します。

13　企画提案書等の提出に際しての留意事項

（１）企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア　募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ　参加資格がない者が提出した企画提案書

ウ　虚偽の内容が記載されている企画提案書

エ　審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

（３）辞退

企画提案書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（５）その他

ア　参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ　提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ　提出された企画提案書等は、返却しません。

エ　企画提案書等の提出後における内容変更、差替え又は再提出は認めません。

14　事務局・書類提出先

福島県県南地方振興局　復興支援・地域連携室

担当：伊藤

住所　〒961-0971　福島県白河市昭和町269

電話　0248(23)1506　FAX　0248(23)1509

Mail　kennan.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp

【参考】地方自治法施行令第１６７条の４より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）
第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
七　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。